

# 旅行業法関係事務取扱要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この要綱は、東京都が行う旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）に関する事務の実施に当たり、法及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号。以下「規則」という。）、旅行業者営業保証金規則（平成8年法務運輸省令第1号。以下「保証金規則」という。）及び供託規則（昭和34年法務省令第2号。以下「供託規則」という。）並びに旅行業法関係手数料条例（平成12年3月31日東京都条例第70号）及び旅行業法施行細則（以下「細則」という。）（昭和28年4月16日東京都規則第92号）に定めのない事項等を規定することにより、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

## 第2章 旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等

### (旅行業登録の申請)

第2 法第3条に基づく旅行業の登録を受けようとする者は、「別表1 旅行業新規登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出し申請すること。

### (更新登録の申請)

第3 法第6条の3に基づく有効期間の更新の登録を受けようとする者は、「別表2 旅行業更新登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出し申請すること。

### (変更登録の申請)

第4 法第6条の4第1項に基づき旅行業務の範囲を変更（以下「変更登録」という。）しようとする者は、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する申請書及び添付書類を提出し申請すること。

- (1) 第2種旅行業者、第3種旅行業者及び地域限定旅行業者が現行の旅行業務の範囲を変更し、第2種旅行業者、第3種旅行業者又は地域限定旅行業者への変更登録を申請する場合は、「別表3 旅行業変更登録申請書類一覧表（1）」に記載した書類
- (2) 第1種旅行業者が第2種旅行業者、第3種旅行業者又は地域限定旅行業者への変更登録を申請する場合は、「別表4 旅行業変更登録申請書類一覧表（2）」に記載した書類

### (旅行業者代理業の登録の申請)

第5 法第3条に基づく旅行業者代理業の登録を受けようとする者は、「別表5 旅行業者代理業新規登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出し申請すること。

### (旅行サービス手配業の登録の申請)

第6 法第23条に基づく旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は、「別表8 旅行サービス手配業登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出し申請すること。

(申請書類の提出)

第7 前記第2から第6までの申請に当たっては、提出用(正本)と申請者控え用(副本)各1部を作成し提出すること。申請受付後、副本は申請者に返却する。

(登録事項の変更届)

第8 旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者(以下「旅行者等」という。)は、法第6条の4第3項及び法第27条第1項に規定する登録事項の変更の届出をしようとするときは、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する書類を提出すること。

- (1) 旅行者は、「別表6 旅行業登録事項変更届提出書類一覧表」に記載した書類
- (2) 旅行者代理業者は、「別表7 旅行者代理業登録事項変更届提出書類一覧表」に記載した書類
- (3) 旅行サービス手配業者は、「別表9 旅行サービス手配業登録事項変更届提出書類一覧表」に記載した書類

2 規則第5条第1項又は第45条第1項ただし書(主たる営業所の所在地の都道府県の区域を異にする変更)による届出の場合は、前項(1)、(2)又は(3)記載の書類に加え、届出日現在有効な登録通知書の写し又は登録簿(事業者用控)の写しを提出すること。

3 前項の届出によって東京都知事登録となった旅行者は、遅滞なく法第18条の2第1項又は第2項の規定による営業保証金を東京都内の最寄りの供託所に保管替え等の手続を行い、登録の通知を受けた日から30日以内に細則第5号様式に供託書の写しを添えて知事に届け出ること。

(申請書・届出書の添付書類)

第9 前記第6までに規定した「別表1」から「別表5」まで及び「別表8」の申請書の添付書類及び前記第8に規定した「別表6」、「別表7」、「別表9」の変更届出の添付書類の書式等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第1条の4第1号ハの(1)に規定する添付書類「旅行業務に係る事業の計画」は、概ね「書式1」とし、規則第43条第1号ハの(1)に規定する添付書類「旅行サービス手配業務に係る事業の計画」は概ね「書式15」とする。
- (2) 規則第1条の4第1号ハの(2)に規定する添付書類「旅行業務に係る組織の概要」は、「書式2」に旅行業務を取り扱う部所の組織図、各部所ごとに取り扱う旅行業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、旅行業務取扱管理者を明示すること。この場合、国内旅行のみを取り扱う営業所と海外旅行までを取り扱う営業所の別を明記すること。

また、規則第43条第1号ハの(2)に規定する添付書類「旅行サービス手配業務に係る組織の概要」は、「書式16」に旅行サービス手配業務を取り扱う部所の組織図、各部所ごとに取り扱う旅行サービス手配業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、旅行サービス手配業務取扱管理者を明示すること。

- (3) 設立後最初の決算を終了していない法人の申請に係る規則第1条の4第1号ニの書類は、商法第19条第2項及び商法施行規則第7条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表とする。
- (4) 規則第1条の4第2号ハに規定する「財産に関する調書」（規則「第2号様式」）の資産欄に財産として預貯金を計上したときは、その残高証明書を、不動産を計上したときは、その固定資産評価証明書又は不動産鑑定評価書を添付すること。
- (5) 宣誓書は、「書式3」とする。この宣誓書に署名したものを、法6条第1項第1号から第8号までの各号のいずれにも該当しないことを証する書類と認める。
- (6) 「旅行業務取扱管理者選任一覧表」は、概ね「書式4」とし、「旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表」は、概ね「書式17」とする。

（料金表）

第10 法第12条（規則第21条）の規定により掲示を義務づけられた「旅行業務取扱料金」の掲示は、概ね「書式5」による。

（旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等の事務取扱要領）

第11 旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の新規登録、更新登録及び変更登録の申請に係る審査の手続きは、「旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等の事務取扱要領」（平成12年4月1日付11生コ文観第560号）により行う。

（旅行業務取扱管理者及び旅行サービス手配業務取扱管理者の複数選任）

第12 法第11条の2及び法第28条の規定により旅行業務取扱管理者及び旅行サービス手配業務取扱管理者（以下「管理者」という。）を選任する場合、管理者には必要な管理監督を義務づけているので、大規模な営業所において1人の管理者では必要な管理監督ができないため、従業員が10人以上の営業所においては、複数の管理者を選任すること。

（登録の審査基準及び標準処理期間等）

第13 登録の審査基準及び標準処理期間は、「旅行業法及び通訳案内士法における申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間について」（平成6年10月1日付6生コ文観第249号）に規定するところによる。

（事業の廃止等の届出）

第14 法第15条第1項、第2項及び第3項又は法第35条第1項、第2項及び第3項の規定による事業廃止等の届け出は、「書式6 事業廃止等届出書」により行うこと。ただし、規則第38条、第39条及び第40条又は規則第53条、第54条及び第55条に規定する事業廃止等の届出事項を洩れなく記載した書面による届出もこれを認める。

また、法第15条第4項の規定による登録の申請を行う場合は、被相続人の死亡を知った日から30日以内に「書式19 旅行業者死亡届出書」を、死亡した事実を証する

書類を添付して提出すること。

(不利益処分の基準)

第15 法第19条第1項及び法第37条第1項に基づく旅行者等に対する不利益処分は、「旅行業法第19条第1項及び第37条第1項に基づく旅行者等の不利益処分の基準について」(平成10年5月1日付10生コ文観第42号)の規定により行う。

(旅行業の営業所の登録を要しない場合)

第16 航空券の発券等、運送機関の代理行為のみを行う場合であっても、旅行者が行う場合は旅行業務となり、営業所の登録が必要になる。ただし、運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について代理して契約をする行為のみを行う場所であって、次の要件の全てを満たすものは、営業所の登録を要しないこととする。この場合、登録を要しないことについては、事前に承認を受けるものとする。

- (1) 当該場所で取り扱う航空券、乗車船券等の範囲は、旅行業務に関する取引の公正の観点から、問題を生ずる可能性が小さいと認められる定型的なものに限ること。
- (2) 当該場所に、当該運送サービスに係る運送業者から当該旅行者へ接続するオンラインシステムの端末機器が設置され、航空券、乗車船券等がこれを使用して発券されるものであるか、又は、発券に関してこれと同等程度の正確さが担保されるような措置が講じられていること。
- (3) 取引の公正の維持及び旅行者の利便の確保のため、適切な担保措置が講じられていること。
- (4) 事前の承認を受けようとする場合は、「書式7 旅行業の営業所の登録を要しない場所の承認申請書」により申請すること。

(コンビニエンスストア等を利用した旅行商品の販売)

第17 旅行者が、コンビニエンスストア等自社の営業所以外の場所を使用して企画旅行契約の締結、運送機関又は宿泊機関の代理行為を行う場合には、「コンビニエンスストア等を利用した旅行商品の販売に係る取扱要領」(平成12年4月1日付11生コ文観第559号)を満たしたのものについてのみ認めることとする。

### 第3章 営業保証金等

(営業保証金取戻公告済届)

第18 保証金規則第9条第5項による公告をした旨の届出は、「書式8 旅行者営業保証金取戻公告済届出書」によること。

(営業保証金の取戻しのための証明)

第19 保証金規則第8条又は同規則第9条に基づく営業保証金取戻しに関する知事の証明を受けようとする者は、下表の書類を添付して申請すること。

事 由	申 請 書 式	添 付 書 類
法第20条第3項に基づく取戻し (登録抹消)	「書式9」	(1) 供託書(写)  (2) * 公告を掲載した官報 (法第9条第8項に基づく公告)  * 取戻事由発生時から10年 を経過した場合は不要
法第9条第7項に基づく取戻し (変更登録)		
法第54条第1項に基づく取戻し (保証社員となった場合)		
法第9条第3項に基づく取戻し (取引額報告)	保証金規則 「第5号書式」	(1) 取引額報告書 (2) 供託書(写)

(注) 法第9条第3項に基づく取戻証明の申請期限は、保証金規則第8条第1項の規定により、「法第10条の規定による報告をした日以降、当該報告の日の属する事業年度内」である。

(営業保証金の権利の継承を証する書面)

第20 法第16条第2項に規定する「営業保証金につき権利を継承した事実を証明する書面」は、次のとおりとする。

- (1) 旅行業者が死亡した場合
  - ア 戸籍謄本
  - イ 遺産分割の協議書、家庭裁判所の審判書の謄本、公正証書等
- (2) 旅行業者たる法人が合併により消滅した場合
  - ア 登記簿謄本
  - イ 合併契約書の写し
- (3) 旅行業者がその事業の全部を譲渡した場合
  - ア 登記簿謄本
  - イ 事業の全部譲渡の契約書の写し

知事は、保証金規則第1条第1項の届出を受けたときは、「書式11 旅行業者営業保証金の権利の承継について」に権利を承継した事実を証明する書面等所定の書類を添えて、当該営業保証金を供託している供託所に送付しなければならない。

(営業保証金の還付請求(権利の実行)に係る権利を有することを証する書面)

第21 保証金規則第2条第2項に規定する「権利を有することを証する書面」は、旅行申込書(控)及び領収書・金融機関を利用し振込をした場合の利用明細等その他これらに代わる書面とする。

(事故の報告)

第22 旅行業者は、取り扱った旅行（企画旅行の代理販売を含む。）において下記の事故が発生したことを知った場合には、「書式12 事故発生報告書」により報告すること。

また、旅行サービス手配業者は、自らが関与した旅行において下記の事故が発生したことを知った場合には、「書式18 事故発生報告書」により報告すること。ただし、旅行を企画又は手配した旅行業者と速やかに連絡を取り、当該旅行業者が登録行政庁に対して事故の報告をした場合には、この限りでない。

- (1) 死亡者の発生した事故
- (2) 10名以上のけが人が発生した事故
- (3) 10名以上が巻き込まれたテロ又は大規模な自然災害
- (4) ハイジャック
- (5) その他社会的影響の大きいものと旅行業者又は旅行サービス手配業者において判断したもの

2 事故の詳細等が明らかでない場合においても、第一報として明らかになっている事項を直ちに報告し、その後、追加して報告する方法により対応すること。

(旅行業約款の認可申請)

第23 法第12条の2第1項の規定により旅行業約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、「書式13 旅行業約款認可申請書」に設定又は変更しようとする旅行業約款を添えて申請すること。

(旅行業務取扱管理者認定書の再交付)

第24 旅行業務取扱管理者認定書の再交付を受けようとする者は、旧旅行業法施行規則の「第8号様式 認定証再交付申請書」に申請理由書を添付して申請すること。

2 旅行業務取扱管理者認定書の再交付は、「国内旅行業務取扱管理者認定証」に「再交付年月日」を記載して交付することとする。

(旅行業等登録証明書の交付)

第24の2 旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録証明書の交付を受けようとするものは、書式14により申請し、交付する。

(立入検査等)

第25 法第70条第3項に基づく立入検査は、「旅行業者等立入検査実施要領」（平成12年4月1日付11生コ文観第561号）により実施する。

(保証金規則第3条による意見聴取会)

第26 保証金規則第3条による意見聴取会は、「旅行業者営業保証金規則第3条の規定による意見聴取会実施要領」（平成8年11月1日 8生コ文観第366号）により実施する。

(意見の聴取及び聴聞)

第27 法第64条に基づく意見の聴取の手続は、「旅行業法第64条に基づく意見の聴取の手続きに関する実施要領」(平成12年4月1日 11生コ文観第568号)により実施し、法第65条に基づく聴聞の特例の手続は、「聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」(平成6年9月30日付東京都規則第169号)により実施する。

(国土交通省の施行要領等の準用)

第28 この要綱に定めのない事項並びに法令の規定に関する解釈及び運用については、国土交通省の定める「旅行業法施行要領」(平成8年2月9日運観旅第74号)、「旅行業法施行要領(営業保証金関係)」(平成8年3月29日運観旅第240号)及びその他の通達等の定めを準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月12日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

## 旅行業務に係る事業の計画(1)

## 1. 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 2. 会社（または事業）の沿革

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 3. 主たる株主（株式会社のみ）

株 主 名	株 数	構成比	会 社 と の 関 係
1.	株	%	
2.	株	%	
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小 計	株	%	
発行済株式総数	株	%	





## 旅行業務に係る事業の計画（3）

### 7. 取扱商品

区 分		取扱の有無		年間取引見込額(百万円)		目標収入額 (千円)	備 考
		海外	国内	海外	国内		
自社募集型 企画旅行	自社販売						下記(1)参照
	他社販売						
受注型企画旅行							修学旅行取扱 有・無
手配旅行							
所属する代理業者の取扱							下記(2)参照
計							
他社募集型企画旅行							下記(3)参照
旅行素材卸販売等							
合 計							

(1) 自社募集型企画旅行

1) ブランド名（ブランド名がついている自社募集型企画旅行がある場合）

海外旅行：

国内旅行：

2) 委託販売（第14条の2関係）

第1種旅行者 \_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ 営業所

第2種旅行者 \_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ 営業所

第3種旅行者 \_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ 営業所

地域限定旅行者 \_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ 営業所

3) 募集型企画旅行を実施する市区町村

（第3種旅行者又は地域限定旅行者である場合）

(2) 自社の旅行業務を取り扱わせる代理業者がある場合

\_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ 営業所

(3) 他社募集型企画旅行の代売

第1種旅行者 \_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ :

第2種旅行者 \_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ :

第3種旅行者 \_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ :

地域限定旅行者 \_\_\_\_\_ 社 \_\_\_\_\_ :

## 旅行業務に係る事業の計画（４）

8. インバウンド業務の取扱いの有無  
 （及び有りの場合の通訳案内業免許受有者の確保の有無）

9. 旅行券の発行の有無（及び有りの場合はその内容）

10. 手配の確実性を証する契約先

(1) 国際・国内航空券の発券体制

① 国際航空券		摘 要
(ア) IATA との契約	有・無	・ 該当する項目全てに記載してください。
(イ) IATA 非加盟航空会社との契約 航空会社名： _____	有・無	
(ウ) 提携業者名： _____		
② 国内航空券		
(ア) 航空会社との契約	有・無	・ 該当する項目全てに記載してください。
航空会社名： _____		
(イ) 提携業者名： _____		

(2) 海外手配業者等との契約状況

提 携 業 者 名	所 在 地	手 配 地 域

## 旅行業務に係る事業の計画（1）

### 1. 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_

所属旅行業者名称 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 登 録 番 号 \_\_\_\_\_

### 2. 会社（または事業）の沿革

---



---



---



---



---



---



---



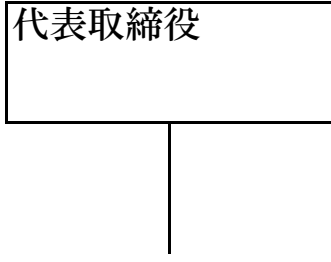
---

### 3. 主たる株主（株式会社のみ）

株 主 名	株 数	構成比	会 社 と の 関 係
1.	株	%	
2.	株	%	
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小 計	株	%	
発行済株式総数	株	%	

# 旅行業務に係る組織の概要

代表取締役



※印は選任した総合旅行業務取扱管理者

☆印は選任した国内旅行業務取扱管理者

従業員総数（役員を除く） 名（内旅行業務部門 名）

# 宣 誓 書

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

わたくしは次の事項に該当していないことを宣誓いたします。

- 1 . 旅行業法第 19 条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第 37 条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から 5 年を経過していないものを含む。）
- 2 . 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者
- 3 . 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）
- 4 . 申請前 5 年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- 5 . 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの
- 6 . 旅行業法第 6 条第 1 項第 6 号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第 26 条第 1 項第 3 号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 7 . 暴力団員等がその事業活動を支配する者

## 旅行業務取扱管理者選任一覧表

営業所の名称	選任取扱管理者氏名	現住所	資格			合格、認定又は修了番号			職名	選任別		
			総合	国内	地域	合格番号	認定番号	修了番号		新規	継続	その他

上記のとおり、旅行業務取扱管理者を選任したので報告します。

年 月 日

登録番号 東京都知事登録 旅行業 第 一 号

旅行業者代理業

所在地  
名称  
代表者名

## 海外旅行

## 旅行業務取扱料金

## 手配旅行に係る取扱料金

内 容		料 金
手 配 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	___人以上の団体手配旅行の場合 旅行費用総額の %
		個人(上記以外の場合) 1件につき 円
	運送機関、宿泊機関の手配	1件につき 円
企 画 料 金	___人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の %
	個人(上記以外の場合)	1件につき 円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		1人1日につき 円
変 更 手 続 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行の場合	___人以上の団体手配旅行の場合 変更に係る部分の変更前の旅行代金の %
		個人(上記以外の場合) 1件につき 円
	乗車船券の切替え、再発行	1件につき 円
	宿泊手配の変更	1件につき 円
取 消 手 続 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	___人以上の団体手配旅行の場合 旅行費用総額の %
		個人(上記以外の場合) 1件につき 円
	未使用乗車船券の精算手続	1件につき 円
	宿泊手配の取消し	1件につき 円
連 絡 通 信 費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1件につき 円 (電話料、電報料は別)

- (注) 1. 包括料金特約による企画手配旅行にあつては、手配料金、企画料金は旅行代金に含まれております。  
 2. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。  
 3. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。  
 4. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

## 渡航手続代行料金

1. \_\_\_人以上の団体手配旅行の場合又は主催旅行参加の場合

内 容		料 金
包 括 取 扱	(1) 出入国記録書その他を当社で作成したとき	円
	(2) 旅券申請書類を当社で作成したとき	円
	(3) 旅券を代理申請したとき(交通費、郵送費は別)	円
	(4) 査証手続を当社で行ったとき	(1国につき) 円 (手続代行者への実費は別)
	(5) 査証免除手続の書類の作成	(1国につき) 円

- (注) 1. お客様ご自身で手続をされた場合は、料金は不要です。  
 2. 各該当料金は合算して申し受けます。



2. 上記1以外の場合又は団体手配旅行若しくは主催旅行参加者で上記の表にない手続を行う場合

内 容		料 金
旅 券	(1) 申請手続(申請書類作成のみ)	円
	(2) (1)と申請又は受領のための都道府県庁への同行案内	(1)の料金に (交通費は別) 円増
	(3) (1)と代理申請又は法令で認められている代理受理	(1)の料金に (交通費は別) 円増
	(4) (1)と緊急渡航手続	(1)の料金に 円
査 証	(1) 申請手続	(1国につき) 円
	(2) 移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により渡航する場合	円
	(3) 査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続	円 (手続代行者への実費は別)
	(4) 緊急渡航手続	(1)の料金に 円増
	(5) 査証免除の手続書類の作成	(1国につき) 円
検 疫	検疫所、保健所、診療所等への同行案内又は検印の取得代行	円 (処置料、交通費は別)
各 種 証 明 書	警察証明書、兵役証明書、健康証明書、卒業証明書等の取得同行案内、署名認証の取得代行	円 (交通費は別)
再 入 国 許 可	再入国許可の申請手続	円
そ の 他	上記に含まれないもの	実 費 円

- (注) 1. 上記料金は1人又は1件を対象とした料金です。  
2. 上記の各該当料金は合算して申し受けます。

内 容		料 金
観 光 旅 行	(1) お客様の旅行契約作成のための相談	基本料金(____分まで) 円 以降____分ごと 円
	(2) 旅行計画の作成	旅行日程1日につき 円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 円と旅行日程 1日につき 円
	(4) 運送機関の運賃・料金見積り	1件につき 円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき 円
その他の旅行	留学、移民、国際結婚等特殊な目的を伴う渡航相談	基本料金(____分まで) 円 以降____分ごと 円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(6)までの料金に 円増

その他の料金

空港等への送迎	(1) 空港等への送迎 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき) 円 (交通費、宿泊費は別)
	(2) 空港への送迎を深夜、早朝、日曜日、休祭日に行った場合 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき) (1)の料金に 円増 (交通費、宿泊費は別)

## 国内旅行

## 旅行業務取扱料金

手配旅行に係る取扱料金

内 容		料 金	
手 配 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	____人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の %
		個人(上記以外の場合)	1件につき 円
	宿泊券のみの場合	____人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の %
		個人(上記以外の場合)	1件につき 円
企 画 料 金	____人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の %	
	個人(上記以外の場合)	1件につき 円	
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費は除く。)		1人1日につき 円	
変 更 手 続 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行場合	____人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の %
		個人(上記以外の場合)	1件につき 円
	乗車船券の切替え、再発行		1件につき 円
	宿泊手配の変更(宿泊券の切替えが必要な場合はそれを含む。)		1件につき 円
取 消 手 続 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	____人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の %
		個人(上記以外の場合)	1件につき 円
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき 円
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき 円
連 絡 通 信 費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき 円 (電話料、電報料は別)

- (注) 1. 包括料金特約による企画手配旅行にあつては、手配料金、企画料金は旅行代金に含まれております。
2. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
3. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
4. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

## 相談料金

区 分	内 容	料 金
観 光 旅 行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(____分まで) 円 以降____分ごと 円
	(2) 旅行計画作成	旅行日程1日につき 円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 円と旅行日程 1日につき 円
	(4) 運送機関の運賃・料金見積り	1件につき 円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A版)1枚につき 円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金に 円増

事 業 廃 止 等 届 出 書

登 録 種 別	<input type="checkbox"/> 旅行業（第2種・第3種・地域限定） <input type="checkbox"/> 旅行業者代理業 <input type="checkbox"/> 旅行サービス手配業	
登 録 番 号	東京都知事登録旅行業第 _____ 号 東京都知事登録旅行業者代理業第 _____ 号 東京都知事登録旅行サービス手配業第 _____ 号	
登 録 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
商 号		
役職名・代表者名		
事 業 廃 止 等 の  理 由  （発生年月日）		事 業 廃 止 （ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
		事 業 譲 渡 （ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
		法 人 合 併 （ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
		事 業 者 死 亡 （ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
		代理業業務委託契約解除（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
		所属旅行業者登録抹消（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
		その他（ _____ ）
<input type="checkbox"/> 事業譲受人 <input type="checkbox"/> 合併後存続する法人 あるいは <input type="checkbox"/> 合併により設立した法人	事業譲渡あるいは合併年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 商 号 _____ 代 表 者 _____ 住 所（所在地） _____	
<p>東 京 都 知 事 殿</p> <p>旅行業法第 15 条第 35 項の規定に基づき届け出ます。</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>届 出 者 _____</p> <p>住 所（所在地） 〒 _____</p> <p>_____</p> <p>商 号 _____</p> <p>代 表 者 _____ 印          （役職名） _____</p>		

（注）この届けは、重要な届出ですから必ず来庁の上提出してください。（郵送不可）

〔連絡先電話〕 \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_ 〔担当者〕 \_\_\_\_\_

通知書の 受領方法	郵送	来庁
--------------	----	----

年 月 日

東京都知事 殿

東京都知事登録旅行業第 一 号  
名 称  
代表者 印

旅行業の営業所の登録を要しない場所の承認申請書

当社は、旅行業法関係事務取扱要綱第16の規定に基づき、下記により旅行業務を取扱いたいので、旅行業務を取扱う登録を要しない場所（以下「当該場所」という。）の承認方を下記により申請いたします。

記

- 1 当該場所の名称、所在地、担当責任者氏名、電話番号及び当該場所を所管する登録営業所の名称、所在地、選任旅行業務取扱管理者氏名  
〔「別紙1」に記載のとおり。〕
- 2 取扱券種（割引種別）  
運送機関 \_\_\_\_\_ の  航空券  乗船券  その他 \_\_\_\_\_  
ただし、取扱券種（割引種別）は下記のとおりとする。  
イ（普通運賃）・ \_\_\_\_\_ 運賃 ・ \_\_\_\_\_ 運賃（扱うもの全てを記入）  
ロ（割引運賃）・往復割引 ・回数割引 ・ \_\_\_\_\_ 割引（扱うもの全てを記入）
- 3 使用する端末機器の機能等の概要  
機能の説明書及び発券券種 〔「別紙2」に記載のとおり。〕
- 4 当該場所に於ける掲示内容と方法
  - (1) 掲示する項目  
イ 取扱券種  
ロ 取消方法と取消手数料  
ハ 所管する登録営業所  
①名称 ②所在地 ③電話番号 ④選任旅行業務取扱管理者氏名  
ニ 旅行業の登録内容  
①会社名 ②登録内容 ③登録年月日 ④有効期間
  - (2) 掲示する方法 \_\_\_\_\_
5. 添付資料
  - (1) 組織図（資料1）
  - (2) 申込書様式（資料2）
  - (3) 券種見本（資料3）
  - (4) その他参考となる資料 \_\_\_\_\_

旅行業者営業保証金取戻公告済届出書

1 取戻しをしようとする事由

- 旅行業法第 9 条第 7 項 (変更登録)
- 旅行業法第 20 条第 3 項 (登録抹消)
- 旅行業法第 54 条第 1 項 (保証社員地位取得)

2 官報公告掲載日

年 月 日

3 取戻しをしようとする営業保証金の額

円

.....

- 旅行業者営業保証金規則
- 第 9 条第 1 項 (変更登録)
  - 第 9 条第 2 項 (登録抹消)
  - 第 9 条第 3 項 (保証社員地位取得)
- の規定に基づいて、

別紙「官報掲載紙 (写し)」のとおり、旅行業者営業保証金取戻し公告を行ったので、旅行業者営業保証金規則第 9 条第 5 項の規定により届け出ます。

年 月 日

登録番号 東京都知事登録旅行業 第 一 号

住 所

商号 (名称)

氏 名 印  
(法人代表者)

東京都知事 殿

届出者 連絡先電話番号 ( ) 担当者名

.....

証明書交付申請書

1 取戻しを受ける供託者の氏名又は名称、商号及び住所並びに登録番号

住所

商号(名称)

氏名  
(法人代表者)

登録番号 東京都知事登録旅行業第 ー 号

2 官報公告掲載日

年 月 日

3 取戻しを受ける供託物の内容(供託所名 東京法務局 )

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	取戻申請金額
年度金第 号	円	円
年度金第 号	円	円

ロ 有価証券(振替国債を除く。)の場合

供託番号	名称	回・記号	番号	枚数	券面額	総額面
年度証第 号					円	円
年度証第 号					円	円
年度証第 号					円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第 号		円	円
年度国第 号		円	円

上記の者が、旅行業法  第9条第7項(変更登録)  第20条第3項(登録抹消)  第54条第1項(保証社員地位取得) の規定に基づいて行った

旅行業者営業保証金取戻し公告に対し、同法第17条第1項の権利を有する者の申し出がなかったことの証明書の交付を申請いたします。

年 月 日

[申請者]

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

東京都知事 殿

連絡先電話番号

担当者

受領方法	郵送	来庁
------	----	----

書式 1 1

番 号  
年 月 日

法務局 供託官 殿

東京都知事

旅行業者営業保証金の権利の承継について（送付）

このことについて、下記の者から、旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第16条第1項及び第2項並びに旅行業者営業保証金規則（平成8年3月28日法務・運輸省令第1号）第1条第1項の規定に基づき、営業保証金についての権利の承継の届があったので、同規則第1条第2項の規定に基づき、届出書、供託書の写し及び営業保証金につき権利を承継した事実を証明する書類を送付します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 商号
- 4 代表者
- 5 本店所在地
- 6 承継された者の氏名又は名称  
及び所在地並びに登録番号

東京都知事 殿

## 事 故 発 生 報 告 書

事故内容	<input type="checkbox"/> 航空機事故 <input type="checkbox"/> その他の交通事故 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 犯罪被害 <input type="checkbox"/> その他				
会社名	登録番号			電話	
	—			F A X	
部署名	担当者名		携帯電話		
			e-mail		
団体名	参加人数		旅行者 名+	旅行期間	月 日から 月 日まで
			添乗員 名		
旅行種別	<input type="checkbox"/> 募集型企画旅行	企画業者 又は 取扱業者	旅行特別 補償引受 保険会社		
	<input type="checkbox"/> 受注型企画旅行				
	<input type="checkbox"/> 手配旅行				
現地手配業者	担当者名		電話		
			F A X		
添乗員名	添乗員 所属先	担当者名 連絡先 TEL/FAX			

フリガナ		性別	年齢	住所	任意保険
被害者名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳		有・無
旅券番号		留守宅 連絡先 氏名(続柄)	( )	留守宅の 電話	

発生日時	<input type="checkbox"/> 現地時間	月 日 時 分ごろ	発生地	(国名・都市名)
	<input type="checkbox"/> 日本時間			
発生状況				
被害状況	( <input type="checkbox"/> 死亡_____名、 <input type="checkbox"/> 重傷_____名、 <input type="checkbox"/> 軽傷_____名、 <input type="checkbox"/> 不明_____名 )			
	被害者の収容先: _____ 電話: _____			
旅行業者の 対応状況				
	現地派遣の予定:			
報告先	<input type="checkbox"/> 東京都 TEL5320-4769 FAX5388-1463	<input type="checkbox"/> JATA TEL3592-1271 FAX3592-1268		
	<input type="checkbox"/> 観光庁 TEL5253-8330 FAX5253-1563	<input type="checkbox"/> ANTA TEL5210-2500 FAX5210-2502		
	<input type="checkbox"/> 外務省 TEL3580-3311 EX.2901 FAX5581-7209	東京都支部		
現地大使館・領事館 TEL:				

- (注) 1 該当箇所は、にレ点すること。  
 2 被害者が複数にわたる場合は、別紙を追加して報告してください。  
 3 不明な箇所がある場合は、「不明」と記載したまま、適宜報告してください。



書式13

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称

代表者職氏名

印

旅行業約款（設定・変更）認可申請書

このたび、別紙のとおり旅行業約款を（設定・変更）したいので、下記により認可申請いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所

- (1) 氏名又は名称
- (2) 所在地

2 登録番号及び登録年月日

- (1) 登録番号 東京都知事登録旅行業第 ー 号
- (2) 登録年月日 年 月 日

3 実施年月日 年 月 日から

4 設定又は変更の理由

(注) 変更の場合は、新旧対照表を添付すること。

# 旅行業者等登録証明書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 商号又は名称

氏 名 印

(法人にあつては代表者の氏名)

下記のとおり旅行業法第 **3** 条第1項の規定による登録を受けていることを証明願います。  
**23**

使 用 目 的	
提 出 先	

### 記

東京都知事登録	旅行業 第 一 号 旅行業者代理業 第 号 旅行サービス手配業 第 号
業務の範囲 (旅行業の場合に○を付す)	( 第2種 ・ 第3種 ・ 地域限定 ) 旅行業務
登録年月日	年 月 日
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 (法人にあつてはその名称)	
代表者の氏名 (法人の場合)	
住 所 (法人にあつてはその所在地)	
商 号	
主たる営業所の名称	
主たる営業所の所在地	東京都

上記のとおり相違ないことを証明する。

産労観振証第 号

年 月 日

東京都知事 小池 百合子

## 旅行サービス手配業務に係る事業の計画(1)

## 1. 氏名又は商号若しくは名称及び住所

氏名又は商号若しくは名称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 2. 会社（又は事業）の沿革

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 3. 主たる株主（株式会社のみ）

株 主 名	株 数	構成比	会 社 と の 関 係
1.	株	%	
2.	株	%	
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小 計	株	%	
発行済株式総数	株	%	

## 旅行サービス手配業務に係る事業の計画（2）

### 4. 兼業の有無

- ① \_\_\_\_\_
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_
- ④ \_\_\_\_\_
- ⑤ \_\_\_\_\_

### 5. 従業員数等

常勤役員数 \_\_\_\_\_ 人

内 旅行サービス手配業実施部門担当役員数 \_\_\_\_\_ 人

内 旅行サービス手配業務取扱管理者有資格者

総合旅行業務取扱管理者試験合格者※ \_\_\_\_\_ 人

国内旅行業務取扱管理者試験合格者※ \_\_\_\_\_ 人

旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了者 \_\_\_\_\_ 人

全従業員数（役員は除く） \_\_\_\_\_ 人

内 旅行サービス手配業実施部門担当従業員数 \_\_\_\_\_ 人

内 旅行サービス手配業務取扱管理者有資格者

総合旅行業務取扱管理者試験合格者※ \_\_\_\_\_ 人

国内旅行業務取扱管理者試験合格者※ \_\_\_\_\_ 人

旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了者 \_\_\_\_\_ 人

（旅行サービス手配業従事者が 10 名以上の場合は有資格者を 2 名以上選任）

※平成 16 年までに実施された一般・国内旅行業務取扱主任者試験合格者、認定者を含む

### 6. 旅行サービス手配業務の概要

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 旅行サービス手配業務に係る事業の計画（3）

### 7. 代表的な旅行業者・旅行サービス手配業者との契約状況

提 携 業 者 名	所 在 地

※新規に登録を受ける場合で、契約する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が無い場合には提携業者名に「(予定)」と付記すること。

※「旅行業者等」は、外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。

※日本における旅行業者又は旅行サービス手配業者については登録番号を提携業者名に付記すること。

## 旅行サービス手配業務に係る組織の概要

代表取締役



```
graph TD; A[代表取締役];
```

◎印は選任した旅行サービス手配業務取扱管理者  
※印は選任した総合旅行業務取扱管理者有資格者  
☆印は選任した国内旅行業務取扱管理者有資格者

従業員総数（役員を除く） 名（内旅行サービス手配業務部門 名）

## 旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表

営業所の名称	選任取扱管理者氏名	現 住 所	資 格			合格、認定又は修了番号			職名	選 任 別		
			総合	国内	手配	合格番号	認定番号	修了番号		新規	継続	その他

上記のとおり、旅行サービス手配業務取扱管理者を選任したので報告します。

年 月 日

登録番号 東京都知事登録 旅行サービス手配業 第 \_\_\_\_\_ 号  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

東京都知事 殿

## 事 故 発 生 報 告 書

事故内容	<input type="checkbox"/> 航空機事故 <input type="checkbox"/> その他の交通事故 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 犯罪被害 <input type="checkbox"/> その他					
会社名	登録番号			電話		
				F A X		
部署名			担当者名	携帯電話		
				e-mail		
団体名			参加人数	旅行者 名+	旅行期間	月 日から 月 日まで
				添乗員 名		
手配を 依頼した 旅行者			担当者	電話		
				F A X		
フリガナ		性別	年齢	住 所		
被害者名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			
発生日時	月 日 時 分ごろ			発生地	(市町村名)	
発生状況	..... ..... .....					
被害状況	( <input type="checkbox"/> 死亡_____名、 <input type="checkbox"/> 重傷_____名、 <input type="checkbox"/> 軽傷_____名、 <input type="checkbox"/> 不明_____名 ) ..... ..... 被害者の収容先: _____ 電話: _____					
旅行サービス手配業者の 対応状況	現地派遣の予定: _____					
報告先	<input type="checkbox"/> 東京都 TEL5320-4769		FAX5388-1463		<input type="checkbox"/> JATA TEL3592-1271 FAX3592-1268	
	<input type="checkbox"/> 観光庁 TEL5253-8330		FAX5253-1563		<input type="checkbox"/> ANTA TEL5210-2500 FAX5210-2502 東京都支部	

- (注) 1 該当箇所は、にレ点すること。  
 2 被害者が複数にわたる場合は、別紙を追加して報告してください。  
 3 不明な箇所がある場合は、「不明」と記載したまま、適宜報告してください。



書式19

年 月 日

東京都知事 殿

相続人 住 所

氏 名



旅行業者死亡届出書

今般、旅行業登録を受けていた下記の者が死去いたしましたので、旅行業法第15条第3項及び同施行規則第40条に基づき届出いたします。

記

1. 旅行業登録を受けていた者の氏名、商号及び住所

氏 名 :

商 号 :

住 所 :

2. 登録番号

東京都知事登録旅行業第 一 号

3. 登録年月日

年 月 日

4. 死亡の年月日

年 月 日

## 旅行業新規登録申請書類一覧表

No.	必要書類等	法人	個人	備 考
1	新規登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること。 ※法人の本店(個人の場合は代表者住所)と主たる営業所の所在地が異なる場合、及び正式商号の外に副商号を使用する場合は誓約書が必要
2	新規登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	定款(写)又は寄附行為(写)	○		・最新の定款又は寄附行為の写しを提出 ・「目的」は、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とすること。 (注1) 法人設立時の「原始定款」を提出する場合 原始定款の写しは認証ページも必要。定款と履歴事項全部証明書の記載内容に差異がある場合は、変更内容が確認できる株主総会等の「議事録(写)」を添付する。 (注2) 「現行定款」を提出する場合 現行定款(写)の最終頁に「この定款は当社の現行定款と相違ない。」旨を明記し、日付、法人名、代表者名を記入の上、法人代表者印を押印する。
4	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	○		・申請日を含めて3か月以内に発行され、変更事項について新旧の関係が記載されているもの ※管轄登記所を異動した場合は、異動前の登記所の「閉鎖事項全部証明書」が必要となる場合もあります。
5	役員の宣誓書	●		・監査役を含む全役員の宣誓書(自署したもの)
	事業者の宣誓書		●	・自署したもの
	事業者の住民票		○	・3か月以内に発行されたもの(マイナンバーが記載されたものは不可)
6	旅行業務に係る事業の計画	●	●	
7	旅行業務に係る組織の概要	●	●	・旅行業務を取扱う部局及び関連部局の組織図に選任した管理者を明記
8	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び添付書類の写し ※抜粋ではなく、全頁の写し	○		・直近に申告した確定申告書全頁及び添付書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書)全頁の写し ※「会社法第396条に基づく公認会計士又は監査法人による財務監査証明書」又は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書」があるときは、確定申告書全頁の写しをこれに代えることができる。 ・法人設立後最初の決算期を終了していない法人は、商法第19条第2項及び商法施行規則第7条第1項に規定する開業時の貸借対照表を提出
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	・申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 ※複数口座の残高証明書を提出する場合は、同一証明日とすること。 ・土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(都税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
9	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書写が必要
	旅行業務取扱管理者の合格証 又は認定証の写し	○	○	
	定期研修修了証の写し	○	○	・直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者は、提出不要 ・定期研修受講対象者で、定期研修修了証の写しの添付ができない場合は、定期研修を受講させる旨の誓約書を提出すること。
	履歴書	●	●	・自署したもの
	宣誓書	●	●	・自署したもの ・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
10	営業所(その他の営業所も含む)の使用権を証する書類	○	○	・営業所毎に建物登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等 ※転貸借の場合は、所有者と借主の契約書、所有者の同居承認書、転貸借契約書の写しが必要
11	事故処理体制の説明書	●	●	・「外部との連絡体制」には、観光部振興課の電話番号を記入 ・旅行業協会加入予定申請者はその体制を記入
12	標準旅行業約款	●	●	・約款2部(1部は、登録通知書交付時に返却)
13	入会確認書又は入会承認書	△	△	・旅行業協会に入会する場合に提出
14	旅行業登録手数料	○	○	・90,000円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※登録通知書受領時に納付

(注1) ●▲印は、所定の様式があります。(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。

## 旅行業更新登録申請書類一覧表

No.	必要書類等	法人	個人	備 考
1	更新登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は住民票に記載の「住所地」とすること。
2	更新登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	更新登録申請書(3) ※申請書(3)1枚と登録簿(3)3枚の計4枚	▲	▲	・旅行業者代理業者を持っている場合に提出
4	定款(写)又は寄附行為(写)	○		・最新の定款又は寄附行為の写しを提出 (注1)法人設立時の「原始定款」を提出する場合 原始定款の写しは認証ページも必要。定款と履歴事項全部証明書の記載内容に差異がある場合は、変更内容が確認できる株主総会等の「議事録(写)」を添付する。 (注2)「現行定款」を提出する場合 現行定款(写)の最終頁に「この定款は当社の現行定款と相違ない。」旨を明記し、日付、法人名、代表者名を記入の上、法人代表者印を押印する。
5	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	○		・申請日を含めて3か月以内に発行され、変更事項について新旧の関係が記載されているもの ※管轄登記所を異動した場合は、異動前の登記所の「閉鎖事項全部証明書」が必要となる場合もあります。
6	役員の宣誓書	●		・監査役を含む全役員の宣誓書(自署したもの)
	事業者の宣誓書		●	・自署したもの
	事業者の住民票		○	・3か月以内に発行されたもの(マイナンバーが記載されたものは不可)
7	旅行業務に係る事業の計画	●	●	
	航空券発券に関する契約	△	△	・発券に関する契約書がある場合、その写しを添付
	海外手配業者との契約	△	△	・海外手配業者との契約書がある場合、その写しを添付
8	旅行業務に係る組織の概要	●	●	・旅行業務を取扱う部局及び関連部局の組織図に選任した管理者を明記
9	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び 添付書類の写し ※抜粋ではなく、全頁の写し	○		・直近に申告した確定申告書全頁及び添付書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書)全頁の写し ※「会社法第396条に基づく公認会計士又は監査法人による財務監査証明書」又は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書」があるときは、確定申告書全頁の写しをこれに代えることができる。
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	・申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 ※複数口座の残高証明書を提出する場合は、同一証明日とすること。 ・土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(都税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
10	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書写が必要
	旅行業務取扱管理者の合格証 又は認定証の写し	○	○	
	定期研修修了証の写し	○	○	・直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者は、提出不要 ・定期研修受講対象者で、定期研修修了証の写しの添付ができない場合は、定期研修申込書の写し等を提出すること。
	履歴書	●	●	・自署したもの
	宣誓書	●	●	・自署したもの ・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
11	事故処理体制の説明書	●	●	・「外部との連絡体制」には、観光部振興課の電話番号を記入 ・旅行業協会保証社員は、協会関係の体制も記入
12	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	○	○	
13	旅行業更新登録申請手数料	○	○	・17,000円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※釣銭のないようにお願いします。

(注1) ●▲印は、所定の様式があります。(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。

## 旅行業変更登録申請書類一覧表(1)

〔第2種、第3種及び地域限定の旅行業者が業務の範囲を第2種、第3種又は地域限定に変更にする場合〕

No.	必要書類等	法人	個人	備 考
1	変更登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は住民票に記載の「住所地」とすること。
2	変更登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	変更登録申請書(3) ※申請書(3)1枚と登録簿(3)3枚の計4枚	▲	▲	・旅行業者代理業者を持っている場合に提出
4	旅行業務に係る事業の計画	●	●	・「10 手配の確実性を証する契約先」欄に係わる契約は、その契約書の写しを添付
5	旅行業務に係る組織の概要	▲	▲	・変更があった場合のみ提出
6	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び 添付書類の写し ※抜粋ではなく、全頁の写し	○		・直近に申告した確定申告書全頁及び添付書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書)全頁の写し ※「会社法第396条に基づく公認会計士又は監査法人による財務監査証明書」又は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書」があるときは、確定申告書全頁の写しをこれに代えることができる。
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	・申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 ※複数口座の残高証明書を提出する場合は、同一証明日とすること。 ・土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(都税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
7	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書写が必要
	旅行業務取扱管理者の合格証 又は認定証の写し	○	○	
	履歴書	●	●	・自署したもの
	宣誓書	●	●	・自署したもの ・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
8	標準旅行業約款	●	●	・約款2部 (2部のうち、1部は、登録通知書交付時に返却)
9	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	○	○	
10	旅行業変更登録申請手数料	○	○	・11,000 円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※釣銭のないようにお願いします。

(注1) ●▲印は、所定の様式があります。

(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。

## 旅行業変更登録申請書類一覧表(2)

〔第1種の旅行業者が業務の範囲を第2種、第3種又は地域限定に変更する場合〕

No.	必要書類等	法人	個人	備 考
1	変更登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は住民票に記載の「住所地」とすること。
2	変更登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	変更登録申請書(3) ※申請書(3)1枚と登録簿(3)3枚の計4枚	▲	▲	・旅行業者代理業者を持っている場合に提出
4	現在の登録の事実を証する書類	○	○	・観光庁長官の登録通知書の写し又は登録簿の業者控の写し
5	旅行業務に係る事業の計画	●	●	・「10 手配の確実性を証する契約先」欄に係わる契約は、その契約書の写しを添付
6	旅行業務に係る組織の概要	●	●	・旅行業務を取扱う部局及び関連部局の組織図に選任した管理者を明記
7	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び 添付書類の写し ※抜粋ではなく、全頁の写し	○		・直近に申告した確定申告書全頁及び添付書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書)全頁の写し ※「会社法第396条に基づく公認会計士又は監査法人による財務監査証明書」又は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書」があるときは、確定申告書全頁の写しをこれに代えることができる。
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	・申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 ※複数口座の残高証明書を提出する場合は、同一証明日とすること。 ・土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(都税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
8	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書写が必要
	旅行業務取扱管理者の合格証 又は認定証の写し	○	○	
	履歴書	●	●	・自署したもの
	宣誓書	●	●	・自署したもの ・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
9	標準旅行業約款	●	●	・約款2部 (2部のうち、1部は、登録通知書交付時に返却)
10	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	○	○	
11	旅行業変更登録申請手数料	○	○	・11,000円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※釣銭のないようにお願いします。

(注1) ●▲印は、所定の様式があります。

(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。

## 旅行業者代理業 新規登録申請書類一覧表

No.	必要書類等	法人	個人	備 考
1	新規登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること。 ※法人の本店(個人の場合は代表者住所)と主たる営業所の所在地が異なる場合、及び正式商号の外に副商号を使用する場合は誓約書が必要
2	新規登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	定款(写)又は寄附行為(写)	○		・最新の定款又は寄附行為の写しを提出 ・「目的」は、「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」とすること。 (注1) 法人設立時の「原始定款」を提出する場合 原始定款の写しは認証ページも必要。定款と履歴事項全部証明書の記載内容に差異がある場合は、変更内容が確認できる株主総会等の「議事録(写)」を添付する。 (注2) 「現行定款」を提出する場合 現行定款(写)の最終頁に「この定款は当社の現行定款と相違ない。」旨を明記し、日付、法人名、代表者名を記入の上、法人代表者印を押印する。
4	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	○		・申請日を含めて3か月以内に発行され、変更事項について新旧の関係が記載されているもの ※管轄登記所を異動した場合は、異動前の登記所の「閉鎖事項全部証明書」が必要となる場合もあります。
5	役員の宣誓書	●		・監査役を含む全役員の宣誓書(自署したもの)
	事業者の宣誓書		●	・自署したもの
	事業者の住民票		○	・3か月以内に発行されたもの(マイナンバーが記載されたものは不可)
6	旅行業務に係る事業の計画	●	●	
7	旅行業務に係る組織の概要	●	●	・旅行業務を取扱う部局及び関連部局の組織図に選任した管理者を明記
8	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・管理者が出向の場合は、出向契約書及び本人の同意書が必要
	旅行業務取扱管理者の合格证 又は認定証の写し	○	○	
	定期研修修了証の写し	○	○	・直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者は、提出不要 ・定期研修受講対象者で、定期研修修了証の写しの添付ができない場合は、定期研修を受講させる旨の誓約書を提出すること。
	履歴書	●	●	・自署したもの
	宣誓書	●	●	・自署したもの ・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
9	営業所(その他の営業所も含む)の 使用権を証する書類	○	○	・営業所毎に建物登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等 ※転貸借の場合は、所有者と借主の契約書、所有者の同居承認書、転貸借契約書の写しが必要
10	旅行業者代理業業務委託契約書 (写)	○	○	
11	旅行業者代理業登録手数料	○	○	15,000円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※登録通知書受領時に納付

(注1) ●▲印は、所定の様式があります。

(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。

旅行業登録事項変更届提出書類一覧表

表1 (旅行業者自身に関する変更)

変更事項 必要書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				取扱管理者 選任変更	F電話 AX番号 変更	供託金の差替
		事業者氏名	事業者住所	商号※1	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止※2			
届出書	登録事項変更届出書第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	差し替え後の供託書の写し
	変更届出添付書類(1)	○	○	○	○	○	○							○	
	変更届出添付書類(2) (支店関係)								○	○	○	○		○	
	変更届出添付書類(3) (所属する代理業者に関する変更) ⇒表2を参照のこと。														
A	戸籍抄本(改姓の場合)	○													
B	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)			○	○	○									
C	住民票		○	←注 マイナンバーが記載された住民票は不可											
D	宣誓書				○										
E	使用权を証する書類(賃貸借契約書(写)、建物登記簿謄本等)※7		※3			※3		○		○	○				
F	旅行業務取扱管理者選任一覧表※4										○	○	○		
	合格証又は認定証(写) 宣誓書 履歴書										○		○		
備考		※来庁し、手続きすること。											郵送可		

表2 (所属する旅行業者代理業者に関する変更)

変更事項 必要書類		所属する代理業者の変更事項												
		新規登録 ※5	登委託契約抹解除 ※6	個人		法人		主たる営業所		その他の営業所				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
		事業者の氏名	事業者の住所	商号	本店の所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止			
A	届出書	登録事項変更届出書第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	届出書	変更届出添付書類(3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C		旅行業者代理業業務委託契約書(写)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 変更の日から30日以内に東京都に持参し届け出てください。(表1の⑫~⑭の変更は郵送可)

○ 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。

○ 他道府県からの転入の場合は、事前に電話で予約してください。

※1 商号の変更は事前に東京都に照会すること。(同一商号を避けるため)

※2 その他の営業所の廃止で、その他の営業所が全く無くなる場合は、変更届出添付書類(2)の提出は不要

※3 事業者住所又は本店所在地と主たる営業所の所在地が同じ場合は、使用权を証する書類を添付

※4 管理者が出向の場合は、出向契約書(写)及び本人の同意書(写)が必要。また、管理者が改姓の場合は、戸籍抄本を添付

※5 他の登録行政庁(他道府県)登録の代理業者の場合は、その登録簿の写しを添付

※6 代理業契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を記した書類を添付

所属する代理業者が全く無くなる場合は、変更届出添付書類(3)の提出は不要

※7 転貸借の場合は、①所有者と借主の契約書 ②所有者の同居承認書 ③転貸借契約書 各写しが必要

**変更届出添付書類(1)~(3)は、それぞれ「変更届出添付書類」1枚と「登録簿」3枚の計4枚を提出してください。**

旅行業者代理業登録事項変更届提出書類一覧表

変更事項 必要書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				取扱管理者選任変更	電話番号 F A X 変更	所属旅行業者			
		事業者の氏名	事業者の住所	商号 ※1	法人の代表者	本店の所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止 ※2			法人	個人		
													商号	本店所在地		氏名	住所	
A	届出書	登録事項変更届出書 第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B		変更届出添付書類 (1) ※変更届出添付書類 (1) 1枚と登録簿 (1) 3枚の計4枚	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
C		変更届出添付書類 (2) ※変更届出添付書類 (2) 1枚と登録簿 (2) 3枚の計4枚								○	○	○	○		○			
D		戸籍抄本 (改姓の場合)	○															
E		登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)			○	○	○											
F		住民票		○														
G		法人代表者の宣誓書				○												
H		使用权を証する書類 (賃貸借契約書 (写)、建物登記簿謄本等) ※5		※3		※3		○		○	○							
I		旅行業務取扱管理者																
		旅行業務取扱管理者選任一覧表 ※4									○	○	○					
		合格証又は認定証 (写) 履歴書・宣誓書									○		○					
J		変更事項に係る委託契約書 (写)	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
K ※6		当該変更事項に係る所属旅行業者届出済の「登録事項変更届出書」 (写)	○	○	○		○	○	○	○	○	○		郵送可	○	○	○	○

- 変更の日から30日以内に持参し届け出てください。(管理者の変更と電話・FAX番号の変更は郵送可)
- 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。
- 他道府県からの転入の場合は、事前に電話で予約してください。

- ※1 商号変更については、事前に東京都まで問い合わせのこと。(同一又は類似の商号を避けるため)
- ※2 その他の営業所の廃止で、その他の営業所が全くなるとなる場合は、変更届出添付書類 (2) の提出は不要
- ※3 事業者の住所又は本店所在地と主たる営業所の所在地が同じ場合は、使用权を証する書類が必要
- ※4 管理者が出向の場合は、出向契約書 (写) 及び本人の同意書 (写) が必要
- ※5 転貸借の場合は、①所有者と借主の契約書 ②所有者の同居承認書 ③転貸借契約書 の各写しが必要
- ※6 Kについては、所属旅行業者が東京都知事登録旅行業者である場合に限り提出不要



## 旅行サービス手配業 新規登録申請書類一覧表

No.	必要書類等	法人	個人	備 考
1	新規登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること。 ※法人の本店(個人の場合は代表者住所)と主たる営業所の所在地が異なる場合、及び正式商号の外に副商号を使用する場合は誓約書が必要
2	新規登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	定款(写)又は寄附行為(写)	○		・最新の定款又は寄附行為の写しを提出 ・「目的」は、「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」とすること。 (注1) 法人設立時の「原始定款」を提出する場合 原始定款の写しは認証ページも必要。定款と履歴事項全部証明書の記載内容に差異がある場合は、変更内容が確認できる株主総会等の「議事録(写)」を添付する。 (注2) 「現行定款」を提出する場合 現行定款(写)の最終頁に「この定款は当社の現行定款と相違ない。」旨を明記し、日付、法人名、代表者名を記入の上、法人代表者印を押印する。
4	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	○		・申請日を含めて3か月以内に発行され、変更事項について新旧の関係が記載されているもの ※管轄登記所を異動した場合は、異動前の登記所の「閉鎖事項全部証明書」が必要となる場合もあります。
5	役員の宣誓書	●		・監査役を含む全役員の宣誓書(自署したもの)
	事業者の宣誓書		●	・自署したもの
	事業者の住民票		○	・3か月以内に発行されたもの(マイナンバーが記載されたものは不可)
6	旅行サービス手配業務に係る事業の計画	●	●	
7	旅行サービス手配業務に係る組織の概要	●	●	・旅行サービス手配業務を取扱う部局及び関連部局の組織図に選任した管理者を明記
8	旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書写が必要
	旅行業務取扱管理者の合格証 又は認定証若しくは旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証の写し	○	○	
	履歴書	●	●	・自署したもの
	宣誓書	●	●	・自署したもの ・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
9	営業所(その他の営業所も含む)の使用権を証する書類	○	○	・営業所毎に建物登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等 ※転貸借の場合は、所有者と借主の契約書、所有者の同居承認書、転貸借契約書の写しが必要
10	事故処理体制の説明書	●	●	「外部との連絡体制」には、観光部振興課の電話番号を記入のこと。
11	旅行サービス手配業登録手数料	○	○	15,000円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※登録通知書受領時に納付

(注1) ●▲印は、所定の様式があります。

(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。

## 旅行サービス手配業登録事項変更届提出書類一覧表

変更事項 必要書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				取扱管理者 選任変更	F電話 AX番号 変更
		事業者氏名	事業者住所	商号※1	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止※2		
届出書	登録事項変更届出書第19号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	変更届出添付書類(1) ※変更届出添付書類(1) 1枚と 登録簿(1) 3枚の計4枚	○	○	○	○	○	○	○						○
	変更届出添付書類(2) (支店関係) ※変更届出添付書類(2) 1枚と 登録簿(2) 3枚の計4枚								○	○	○	○		○
A	戸籍抄本(改姓の場合)	○												
B	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)			○	○	○								
C	住民票		○	← 注 マイナンバーが記載された住民票は不可										
D	宣誓書				○									
E	使用権を証する書類(賃貸借契約書(写)、建物登記簿謄本等)※5		※3			※3		○		○	○			
F	旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表※4										○	○	○	
	合格証又は認定証若しくは修了証(写)宣誓書履歴書										○		○	
備考		来庁し、手続きすること。											郵送可	

- 変更の日から30日以内に東京都に持参し届け出てください。(⑫、⑬の変更は郵送可)
- 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。
- 他道府県からの転入の場合は、事前に電話で予約してください。

- ※1 商号の変更は事前に東京都に照会すること。(同一商号を避けるため)
- ※2 その他の営業所の廃止で、その他の営業所が全く無くなる場合は、変更届出添付書類(2)の提出は不要
- ※3 事業者住所又は本店所在地と主たる営業所の所在地が同じ場合は、使用権を証する書類を添付
- ※4 管理者が出向の場合は、出向契約書(写)及び本人の同意書(写)が必要。また、管理者が改姓の場合は、戸籍抄本を添付
- ※5 転貸借の場合は、①所有者と借主の契約書 ②所有者の同居承認書 ③転貸借契約書 の各写しが必要